

写

職員の給与に関する報告

令和 2 年 11 月

大分県人事委員会

人委第 900 号
令和2年11月13日

大分県議会議長 麻生 栄作 殿
大分県知事 広瀬 勝貞 殿

大分県人事委員会
委員長 石井 久子

職員の給与に関する報告について

地方公務員法第8条第1項及び第26条の規定に基づき、一般職の職員の給与について別紙のとおり報告します。

報 告

本委員会は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の規定に基づき、職員の給与に関する条例（昭和32年大分県条例第39号）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年大分県条例第42号）の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の給与及びその決定に係る民間の給与、生計費その他の諸条件等について調査研究を行ってきたが、その概要を次のとおり報告する。

1 本年の職員の給与等に関する報告及び勧告

本年は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し、「令和2年職種別民間給与実態調査」において特別給等に関する調査を先行して実施した。その調査結果等に基づき、本年10月28日、職員の期末手当・勤勉手当の支給月数を引き下げることを内容とする勧告を行った。

その際、月例給に関しては、本年8月17日から9月30日までの期間で実地調査した結果に基づき、4月分の給与について職員給与と民間給与との較差を算出し、必要な報告及び勧告を行う旨の報告をしたところである。

今般、月例給に関する調査結果等を踏まえ、本報告を行うものである。

2 本年の月例給に関する職員給与と民間給与の実態

(1) 職員給与の状況

本委員会が実施した「令和2年職員給与等実態調査」の結果によれば、民間給与との比較を行っている行政職給料表適用職員（4,260人、平均年齢42.4歳）の本年4月における平均給与月額は352,557円となっている。

（職員の給与等に関する報告（令和2年10月28日） 1 参照）

(2) 民間給与の状況

ア 職種別民間給与実態調査

本委員会は、人事院等と共同して、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の県内の393の民間事業所のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した142の事業所を対象に「令和2年職種別民間給与実態調査」を実施した。月例給に関する調査では、公務と類似すると認められる職務に従事する4,135人について、本年4月分として個々の従業員に実際に支払われた給与月額等を詳細に調査した。

イ 初任給の状況

新規学卒者（事務・技術関係）の採用を行った事業所は、大学卒で24.7%、高校卒で30.2%となっており、初任給の平均額は、大学卒で194,579円、高校卒で159,931円となっている。

（職員の給与等に関する報告（令和2年10月28日） 2 参照）

（参考資料 民間給与関係 参照）

3 本年の月例給に関する職員給与と民間給与との比較

本年の職員給与等実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、職員においては行政職給料表適用職員、民間においてはこれと類似すると認められる事務・技術関係職種の従業員について、主な給与決定要素である役職段階、学歴、年齢を同じくする者同士の給与額を対比させ、精密に比較を行った。

その結果、次の表に示すとおり、職員給与が民間給与を1人当たり平均42円（0.01%）下回っていた。

職員給与と民間給与との較差

民間給与 (A)	職員給与 (B)	較 差 (A) - (B)
357,639円	357,597円	42円 (0.01%)

（注）1 民間における事務・技術関係職種の従業員の給与と行政職給料表適用職員の給与をラスパイル方式によって比較したものである。

2 民間、職員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

4 人事院の報告の概要

人事院は、本年10月28日、国会及び内閣に対し、一般職の職員の給与に関する報告を

行った。その概要は、別記のとおりである。

5 本年の月例給の改定等

職員の給与決定に関係のある基礎的諸条件は、2から4まで及び職員の給与等に関する報告（令和2年10月28日）1から6までのとおりである。

職員給与と民間給与の比較を行った結果、月例給については、前記のとおり、職員給与が民間給与を1人当たり平均42円（0.01%）下回っていた。

人事院においては、本年の民間給与との較差等を踏まえ、国家公務員の月例給に係る改定を行わない旨を報告しており、他の都道府県においては、民間給与との較差及び人事院の報告等を考慮して対応することが考えられる。

本委員会は、職員の給与について、地方公務員法の趣旨を踏まえ、国及び他の地方公共団体の職員の給与、民間の給与、その他の事情を考慮して報告及び勧告を行っており、本年も例年と同様にこれらの諸情勢を総合的に勘案した結果、月例給について改定を行わないことが適切であると判断した。

なお、昨年、人事院が報告及び勧告を行った、住居手当の支給対象となる家賃額の下限及び最高支給限度額の引上げについては、引き続き、職員の実態や他の都道府県の状況等に留意する必要がある。

6 適正な給与の確保の要請

人事委員会の給与勧告制度は、労働基本権が制約されている職員の適正な処遇を確保することを目的とするものであり、地方公務員法に定める情勢適応の原則や均衡の原則に則ったものとして、長年の経緯を経て職員給与の決定方式として定着している。

本委員会は、本年の月例給について改定を行わないことが適切であると判断したところであるが、人事委員会の勧告を通じて、職務に精励している職員に適正な給与を支給することは、職員の努力や実績に報いるとともに、人材確保にも資するものであり、組織活力の向上、労使関係の安定等を通じて、行政の効率的、安定的な運営に寄与するものである。

議会及び知事におかれては、人事委員会勧告制度の意義や役割に深い理解を示され、適正な給与を確保されるよう要請する。

別記

人事院の報告の概要

【職員の給与に関する報告】

○今回の報告のポイント

月例給の改定なし

民間給与との較差（ $\Delta 0.04\%$ ）が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定を行わない。

1 民間給与との比較

約12,000民間事業所の約43万人の個人別給与を実地調査（完了率80.2%）

公務と民間の4月分給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士を比較

○民間給与との較差 $\Delta 164$ 円 $\Delta 0.04\%$

〔行政職(-)…現行給与 408,868円 平均年齢 43.2歳〕

2 改定方針

民間給与との較差が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定を行わない。

（参考）ボーナスの改定（令和2年10月7日勧告）

民間の支給割合（4.46月）との均衡を図るため引下げ 4.50月分→4.45月分

民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映

参 考 资 料

目 次

民間給与関係

令和2年職種別民間給与実態調査の概要	1
第1表 産業別・企業規模別調査事業所数	3
第2表 職種別・学歴別・企業規模別初任給	3
第3表 企業規模別・職種別・学歴別給与額等	4
第4表 民間における初任給の改定状況	16

民間給与関係

令和2年職種別民間給与実態調査の概要

本委員会は、人事院と共同して職種別民間給与実態調査を実施したが、その概要は次のとおりである。

(1) 調査の目的

この調査は、県職員の給与を検討するため、県内民間給与の実態を調査するものである。

(2) 調査の内容等

ア 調査の内容

この調査の内容は、次のとおりである。

- ① 昨年8月から本年7月までの特別給の支給実績
- ② 民間企業における給与改定の状況等
- ③ 本年4月分として個々の従業員に支払われた給与月額等
- ④ 本年4月分の初任給の状況

なお、このうち、今回の報告の基礎となったのは、③及び④に関する調査である。

イ 調査期間

本年においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、ア①及び②に関する調査を先行して実施した。各調査期間は、次のとおりである。

- ・ア①及び②に関する調査：6月29日(月)～7月31日(金)
- ・ア③及び④に関する調査：8月17日(月)～9月30日(水)

(3) 調査の範囲等

ア 調査の範囲

① 調査対象事業所（母集団事業所）

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所 393事業所

なお、本年は、新型コロナウイルス感染症に対処する厳しい医療現場の環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。

② 調査対象職種

54職種（行政職相当職種22職種 その他の職種32職種）

イ 調査対象の抽出

① 標本事業所の抽出

母集団事業所を統計上の理論に従い、組織・規模・産業により11層に層化し、これらの層から142事業所を無作為に抽出し調査を行った。

今回の報告の基礎となった調査における調査完了事業所数は、第1表のとおりである。

② 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

ウ 集計

- ① 調査実人員は、初任給関係230人（行政職に相当する調査実人員230人）、初任給関係以外の調査職種3,905人（行政職に相当する調査実人員3,840人。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は、14,018人であり、行政職に相当するものは13,687人である。）
- ② 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第1表 産業別・企業規模別調査事業所数

産 業	企業規模			
	規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
産 業 計	121 事業所	39 事業所	51 事業所	31 事業所
農 業、林 業、漁 業、 鉱 業、建 設 業	15	5	5	5
製 造 業	58	16	26	16
電 気・ガ ス・熱 供 給・水 道 業、 情 報 通 信 業、運 輸 業、郵 便 業	18	7	7	4
卸 売 業、小 売 業	4	2	2	-
金 融・保 険 業、 不 動 産・物 品 賃 貸 業	4	2	2	-
教 育、学 習 支 援 業、医 療、 福 祉、サ ー ビ ス 業	22	7	9	6

- (注) 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が7所、調査不能の事業所が14所あった。
- 2 調査対象事業所142事業所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所7所を除いた135所に占める調査完了事業所121所の割合（調査完了率）は、89.6%である。
- 3 「500人以上」とは、企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人以上500人未満」とは、企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人未満」とは、企業規模50人以上100人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所をいう（以下、各表において同じ。）。

第2表 職種別・学歴別・企業規模別初任給

職 種	学 歴	企業規模計			
		500人以上	100人以上 500人未満	100人未満	
新 卒 事 務 員	大 学 卒	192,473 円	201,443 円	187,732 円	174,800 円
	短 大 卒	168,483	172,010	167,018	163,213
	高 校 卒	157,892	161,318	156,073	150,474
新 卒 技 術 者	大 学 卒	197,239	206,164	192,874	184,829
	短 大 卒	174,574	177,423	173,427	171,588
	高 校 卒	162,581	165,471	160,080	157,651
計	大 学 卒	194,579	203,400	190,089	179,641
	短 大 卒	171,007	174,179	169,545	167,400
	高 校 卒	159,931	163,179	157,642	153,838

- (注) 1 採用のある事業所について平均したものである。
- 2 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、県職員の地域手当に相当する額を含むものである。
- 備考 職員（行政職）の場合、上級試験で採用された職員の初任給は188,700円、中級試験で採用された職員の初任給は168,900円、初級試験で採用された職員の初任給は154,900円である。

第3表 企業規模別・職種別・学歴別給与額等

その1 事務・技術関係職種（公民給与比較職種）

1 企業規模計

職 種 名	調 査 実人員	平均年齢	令和2年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)		
	人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	10	52.2	717,099	44	717,055	構成員50人以上の支店（社）の 長（取締役兼任者を除く。）
	大 学 卒	7	51.9	707,198		707,198	
	短 大 卒	x	x	x	x	x	
	高 校 卒	2	56.0	816,333	275	816,058	
	工 場 長	x	x	x	x	x	構成員50人以上の工場長の長（取 締役兼任者を除く。）
	大 学 卒						
	短 大 卒						
	高 校 卒	x	x	x	x	x	
	事 務 部 長	98	52.7	516,106	568	515,538	2課以上又は構成員20人以上の 部の長 職能資格等が上記部の長と同等 と認められる部の長及び部長級 専門職（取締役兼任者を除く。）
	大 学 卒	59	52.4	555,178	976	554,202	
	短 大 卒	9	53.0	507,421		507,421	
	高 校 卒	30	53.2	447,609		447,609	
	技 術 部 長	76	51.0	590,579	3,499	587,080	同 上
	大 学 卒	40	49.9	673,359	1,913	671,446	
	短 大 卒	8	50.1	499,697		499,697	
	高 校 卒	28	52.6	511,304	6,440	504,864	
	事 務 部 次 長	17	51.8	501,596	110	501,486	前記部長に事故等のあるときの 職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同 等と認められる部の次長及び部 次長級専門職 中間職（部長－課長間）
	大 学 卒	16	52.0	511,944	119	511,825	
	短 大 卒						
	高 校 卒	x	x	x	x	x	
技 術 部 次 長	20	50.4	436,023		436,023	同 上	
大 学 卒	8	48.5	434,347		434,347		
短 大 卒	2	57.0	430,850		430,850		
高 校 卒	10	50.6	438,337		438,337		
事 務 課 長	163	49.8	453,039	3,695	449,344	2係以上又は構成員10人以上の 課の長 職能資格等が上記課の長と同等 と認められる課の長及び課長級 専門職	
大 学 卒	75	48.4	475,243	3,256	471,987		
短 大 卒	18	50.4	454,324	7,958	446,366		
高 校 卒	70	51.1	430,404	3,184	427,220		

職 種 名		調 査 実人員	平均年齢	令和2年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	技 術 課 長	181	47.6	504,409	3,171	501,238	2係以上又は構成員10人以上の 課の長 職能資格等が上記課の長と同等 と認められる課の長及び課長級 専門職
	大 学 卒	80	47.3	541,485	3,356	538,129	
	短 大 卒	24	48.4	528,927	3,888	525,039	
	高 校 卒	76	47.7	463,010	2,818	460,192	
	中 学 卒	x	x	x	x	x	
	事 務 課 長 代 理	73	46.3	458,771	30,919	427,852	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有す る者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認めら れる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長－係長間）
	大 学 卒	42	45.5	450,944	27,013	423,931	
	短 大 卒	11	47.6	463,543	48,571	414,972	
	高 校 卒	19	47.7	468,459	28,367	440,092	
	中 学 卒	x	x	x	x	x	
	技 術 課 長 代 理	60	45.2	467,406	41,639	425,767	同 上
	大 学 卒	27	44.5	481,048	35,218	445,830	
	短 大 卒	10	44.8	470,190	66,021	404,169	
	高 校 卒	23	46.3	450,989	37,751	413,238	
	中 学 卒						
	事 務 係 長	340	45.5	376,775	31,670	345,105	係の長及び係長級専門職
	大 学 卒	156	43.2	387,716	38,731	348,985	
	短 大 卒	37	45.9	369,066	35,144	333,922	
	高 校 卒	145	47.9	367,390	23,655	343,735	
	中 学 卒	2	45.5	359,269	10,105	349,164	
	技 術 係 長	211	43.8	465,282	51,991	413,291	同 上
	大 学 卒	102	41.4	501,836	55,192	446,644	
	短 大 卒	33	46.9	446,804	50,380	396,424	
	高 校 卒	75	46.4	412,831	46,613	366,218	
	中 学 卒	x	x	x	x	x	
	事 務 主 任	160	41.5	318,343	23,337	295,006	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のう ち、課長代理以上に直属し、部下を有す る者 係長等のいない事業所において、職能資 格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）
	大 学 卒	96	39.3	324,566	26,140	298,426	
	短 大 卒	18	43.1	324,083	28,768	295,315	
高 校 卒	46	45.4	303,151	15,327	287,824		
中 学 卒							
技 術 主 任	138	43.4	397,477	61,565	335,912	同 上	
大 学 卒	58	43.1	360,212	62,645	297,567		
短 大 卒	20	41.6	351,068	53,938	297,130		
高 校 卒	60	44.3	442,266	62,936	379,330		
中 学 卒							
事 務 係 員	1,178	36.5	280,463	32,849	247,614		
大 学 卒	504	33.7	290,855	35,664	255,191		
短 大 卒	167	37.7	276,178	31,792	244,386		
高 校 卒	501	38.9	272,421	30,637	241,784		
中 学 卒	6	33.2	232,817	19,916	212,901		

職 種 名	調 査 実人員	平均年齢	令和2年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A) - (B)		
							円
事務・ 技術関係 職種	技 術 係 員	1,114	38.4	346,527	61,526	285,001	
	大 学 卒	452	34.5	337,369	59,208	278,161	
	短 大 卒	162	37.7	357,219	69,598	287,621	
	高 校 卒	498	41.6	350,171	60,705	289,466	
	中 学 卒	2	46.4	249,719	3,003	246,716	

- (注) 1 「中間職(部長-課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう。
- 2 「中間職(課長-係長間)」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいう。
- 3 「中間職(係長-係員間)」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう。
- 4 「x」は、調査実人員が1人の場合である(以下同じ)。

2 企業規模500人以上

職 種 名	調 査 実人員	平均年齢	令和2年4月分平均支給額			県 職 員 対 応 級	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A) - (B)		
							円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	10	52.2	717,099	44	717,055	行政職 9級
	大 学 卒	7	51.9	707,198		707,198	
	短 大 卒	x	x	x	x	x	
	高 校 卒	2	56.0	816,333	275	816,058	
	中 学 卒						
	工 場 長						同 上
	大 学 卒						
	短 大 卒						
	高 校 卒						
	中 学 卒						
	事 務 部 長	36	53.5	552,804	69	552,735	同 上
	大 学 卒	24	53.1	582,100	103	581,997	
	短 大 卒	4	55.3	529,301		529,301	
	高 校 卒	8	54.1	476,875		476,875	
	中 学 卒						
技 術 部 長	35	51.5	738,948	395	738,553	同 上	
大 学 卒	28	51.1	760,809	502	760,307		
短 大 卒	x	x	x	x	x		
高 校 卒	6	53.4	658,164		658,164		
中 学 卒							

職 種 名		調 査 実人員	平均年齢	令和2年4月分平均支給額			県 職 員 対 応 級
				きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A) - (B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務部次長	x	x	x	x	x	行政職 9級
	大学卒	x	x	x	x	x	
	短大卒						
	高校卒						
	中学校卒						
	技術部次長	2	46.0	468,472		468,472	同 上
	大学卒	2	46.0	468,472		468,472	
	短大卒						
	高校卒						
	中学校卒						
	事務課長	106	50.6	465,514	2,656	462,858	行政職 7級、8級
	大学卒	52	48.4	475,485	1,818	473,667	
	短大卒	8	51.8	476,721	1,572	475,149	
	高校卒	46	52.8	453,515	3,683	449,832	
	中学校卒						
	技術課長	95	48.3	590,148	1,757	588,391	同 上
	大学卒	51	47.4	600,700	1,819	598,881	
	短大卒	12	48.3	616,718	2,194	614,524	
	高校卒	32	49.5	565,897	1,509	564,388	
	中学校卒						
	事務課長代理	42	44.6	492,155	44,041	448,114	行政職 5級、6級
	大学卒	24	43.2	472,753	42,982	429,771	
	短大卒	4	44.2	493,062	105,813	387,249	
	高校卒	13	48.0	524,382	24,320	500,062	
	中学校卒	x	x	x	x	x	
	技術課長代理	30	43.5	456,150	42,392	413,758	同 上
	大学卒	15	42.4	454,124	52,700	401,424	
	短大卒	5	43.4	456,350	63,444	392,906	
高校卒	10	45.2	459,275	13,620	445,655		
中学校卒							
事務係長	181	45.9	403,210	32,925	370,285	行政職 3級、4級	
大学卒	75	43.3	412,716	47,645	365,071		
短大卒	13	44.2	451,832	34,334	417,498		
高校卒	91	48.2	390,863	21,207	369,656		
中学校卒	2	45.5	359,269	10,105	349,164		
技術係長	83	44.7	565,618	60,355	505,263	同 上	
大学卒	50	41.3	566,612	56,827	509,785		
短大卒	8	52.4	595,415	75,702	519,713		
高校卒	25	50.9	548,806	63,229	485,577		
中学校卒							

職 種 名		調 査 実人員	平均年齢	令和2年4月分平均支給額			県 職 員 対 応 級					
				きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A) - (B)						
								円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 主 任	人	歳	円	円	円	行政職 2級 (一部は3級、4級)					
	大 学 卒	60	41.2	325,342	12,242	313,100						
	短 大 卒	41	39.5	324,784	16,865	307,919						
	高 校 卒	5	44.5	314,858	2,334	312,524						
	中 学 卒	14	45.2	331,474	1,677	329,797	同 上					
	技 術 主 任	21	43.4	487,801	66,505	421,296						
	大 学 卒	21	43.4	487,801	66,505	421,296						
	短 大 卒											
	高 校 卒	576	36.9	304,167	42,874	261,293	行政職 1級					
	事 務 係 員											
	大 学 卒							254	33.8	310,311	45,216	265,095
	短 大 卒							73	38.0	306,106	43,413	262,693
	高 校 卒	244	39.7	299,230	40,943	258,287	同 上					
	中 学 卒	5	33.8	228,167	19,030	209,137						
技 術 係 員	558	39.3	370,845	72,512	298,333							
大 学 卒	214	34.8	359,613	69,566	290,047							
短 大 卒	77	38.7	388,319	85,722	302,597							
高 校 卒	267	42.5	373,025	70,344	302,681							
中 学 卒												

3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名		調 査 実人員	平均年齢	令和2年4月分平均支給額			県 職 員 対 応 級
				きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A) - (B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	人	歳	円	円	円	行政職 7級、8級
	大 学 卒						
	短 大 卒						
	高 校 卒						
工 場 長	x	x	x	x	x	同 上	
大 学 卒							
短 大 卒							
高 校 卒							

職 種 名	調 査 実人員	平均年齢	令和2年4月分平均支給額			県 職 員 対 応 級	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A) - (B)		
							円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務部長	47	52.2	504,697	1,019	503,678	行政職 7級、8級
	大学卒	27	52.0	543,518	1,934	541,584	
	短大卒	4	51.2	475,778		475,778	
	高校卒	16	52.7	457,818		457,818	
	技術部長	31	49.9	477,179	5,885	471,294	同 上
	大学卒	10	47.2	492,330	5,820	486,510	
	短大卒	6	50.5	490,527		490,527	
	高校卒	15	51.5	462,672	8,166	454,506	
	事務部次長	15	51.5	521,105	128	520,977	同 上
	大学卒	14	51.7	535,184	141	535,043	
	短大卒	x	x	x	x	x	
	技術部次長	6	47.6	422,626		422,626	同 上
	大学卒	2	45.0	403,300		403,300	
	短大卒	4	48.8	432,144		432,144	
	事務課長	50	48.0	409,475	6,446	403,029	行政職 5級、6級
	大学卒	18	47.6	435,284	8,460	426,824	
	短大卒	9	49.1	421,196	13,488	407,708	
	高校卒	23	47.8	386,302	2,260	384,042	
	技術課長	70	46.5	398,853	2,613	396,240	同 上
	大学卒	23	45.1	418,347	4,568	413,779	
短大卒	11	49.5	421,428	6,483	414,945		
高校卒	35	46.5	380,153	379	379,774		
事務課長代理	26	48.0	406,793	14,669	392,124	行政職 4級	
大学卒	14	48.5	419,062	2,003	417,059		
短大卒	6	47.9	406,785	20,441	386,344		
高校卒	6	47.3	383,015	34,550	348,465		
技術課長代理	9	46.3	450,639	24,935	425,704	同 上	
大学卒	6	47.0	453,198		453,198		
短大卒	x	x	x	x	x		
高校卒	2	48.3	408,161	39,007	369,154		

職 種 名	調 査 実人員	平均年齢	令和2年4月分平均支給額			県 職 員 対 応 級	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A) - (B)		
							円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 係 長	129	45.2	355,078	33,570	321,508	行政職 3級
	大 学 卒	66	43.1	362,842	32,764	330,078	
	短 大 卒	21	46.3	346,306	38,166	308,140	
	高 校 卒	42	47.6	348,241	32,412	315,829	
	中 学 卒						
	技 術 係 長	114	42.9	351,086	40,448	310,638	同 上
	大 学 卒	48	41.9	374,336	50,875	323,461	
	短 大 卒	20	43.6	356,196	21,856	334,340	
	高 校 卒	45	43.3	325,205	37,449	287,756	
	中 学 卒	x	x	x	x	x	
	事 務 主 任	68	41.3	309,211	26,079	283,132	行政職 2級 (一部は3級)
	大 学 卒	38	38.5	309,679	25,242	284,437	
	短 大 卒	8	39.2	326,085	47,814	278,271	
	高 校 卒	22	47.0	302,192	19,534	282,658	
	中 学 卒						
	技 術 主 任	80	45.4	364,139	66,740	297,399	同 上
	大 学 卒	47	44.8	364,491	67,608	296,883	
	短 大 卒	14	44.4	357,865	59,329	298,536	
	高 校 卒	19	47.7	368,147	70,325	297,822	
	中 学 卒						
	事 務 係 員	446	36.0	249,393	18,023	231,370	行政職 1級
	大 学 卒	200	33.7	263,140	20,743	242,397	
	短 大 卒	73	37.5	244,252	17,262	226,990	
	高 校 卒	172	38.1	235,515	15,137	220,378	
中 学 卒	x	x	x	x	x		
技 術 係 員	442	36.2	279,152	30,710	248,442	同 上	
大 学 卒	204	33.8	290,552	36,702	253,850		
短 大 卒	67	35.9	273,098	22,178	250,920		
高 校 卒	170	39.2	268,778	27,752	241,026		
中 学 卒	x	x	x	x	x		

4 企業規模100人未満

職 種 名		調 査 実人員	平均年齢	令和2年4月分平均支給額			県 職 員 対 応 級	
				きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当 (B)	(A)－(B)		
		人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長						行政職 6級、7級	
	大 学 卒							
	短 大 卒							
	高 校 卒							
	工 場 長						同 上	
	大 学 卒							
	短 大 卒							
	高 校 卒							
	事 務 部 長	大 学 卒	15	52.1	458,189	533	457,656	同 上
		短 大 卒	8	51.4	505,198	1,000	504,198	
		高 校 卒	x	x	x	x	x	
		中 学 卒	6	53.3	381,193		381,193	
	技 術 部 長	大 学 卒	10	52.6	493,535	5,486	488,049	同 上
		短 大 卒	2	48.5	503,700		503,700	
		高 校 卒	x	x	x	x	x	
		中 学 卒	7	54.4	499,522	7,836	491,686	
	事 務 部 次 長	大 学 卒	x	x	x	x	x	同 上
		短 大 卒	x	x	x	x	x	
	技 術 部 次 長	大 学 卒	12	52.6	437,967		437,967	同 上
		短 大 卒	4	51.5	434,325		434,325	
高 校 卒		2	57.0	430,850		430,850		
中 学 卒		6	51.8	442,767		442,767		
事 務 課 長	大 学 卒	7	50.3	560,100	714	559,386	行政職 5級	
	短 大 卒	5	50.6	601,866	1,000	600,866		
	高 校 卒	x	x	x	x	x		
	中 学 卒	x	x	x	x	x		
技 術 課 長	大 学 卒	16	48.2	434,818	14,153	420,665	同 上	
	短 大 卒	6	54.2	510,731	11,329	499,402		
	高 校 卒	x	x	x	x	x		
中 学 卒	高 校 卒	9	45.2	382,045	17,609	364,436		

職 種 名	調 査 実人員	平均年齢	令和2年4月分平均支給額			県 職 員 対 応 級	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)		
							円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	5	49.2	485,788	22,659	463,129	行政職 4級
	大学卒	4	47.3	446,101	28,324	417,777	
	短大卒	x	x	x	x	x	
	高校卒 中学卒						
	技術課長代理	21	47.0	485,450	45,902	439,548	同 上
	大学卒	6	46.8	554,974	24,831	530,143	
	短大卒	4	47.5	475,142	54,799	420,343	
	高校卒 中学卒	11	46.8	451,276	54,161	397,115	
	事務係長	30	44.9	322,467	16,352	306,115	行政職 3級
	大学卒	15	42.7	376,265	22,246	354,019	
	短大卒	3	48.0	274,150	15,240	258,910	
	高校卒 中学卒	12	46.9	267,299	9,262	258,037	
	技術係長	14	42.4	332,333	56,717	275,616	同 上
	大学卒	4	39.3	343,009	62,993	280,016	
	短大卒	5	43.2	361,165	89,956	271,209	
	高校卒 中学卒	5	44.2	294,959	18,458	276,501	
	事務主任	32	42.3	328,091	33,031	295,060	行政職 2級 (一部は3級)
	大学卒	17	40.6	357,735	45,112	312,623	
	短大卒	5	48.4	328,329	19,281	309,048	
	高校卒 中学卒	10	42.2	277,576	19,368	258,208	
	技術主任	37	39.8	395,802	48,194	347,608	同 上
	大学卒	11	36.6	344,159	44,029	300,130	
	短大卒	6	35.5	336,683	42,530	294,153	
	高校卒 中学卒	20	42.8	441,941	52,184	389,757	
事務係員	156	35.8	227,885	15,386	212,499	行政職 1級	
大学卒	50	33.2	246,785	19,217	227,568		
短大卒	21	37.2	222,895	18,565	204,330		
高校卒 中学卒	85	36.9	218,001	12,348	205,653		
技術係員	114	35.1	280,928	33,575	247,353	同 上	
大学卒	34	34.4	266,474	30,952	235,522		
短大卒	18	31.8	298,489	57,949	240,540		
高校卒	61	36.1	283,584	28,353	255,231		
中学卒	x	x	x	x	x		

その2 その他の職種
企業規模計

職種名	調査 実人員	平均年齢	令和2年4月分平均支給額			備考	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)		
	人	歳	円	円	円		
技能・労務関係職種	電話交換手					見習、外国語の電話交換手を除く。	
	自家用乗用 自動車運転手	4	60.5	284,483	38,008	246,475	業務委託契約等に基づき、他の 事業所において業務に従事して いる者を除く。
	守 衛	4	56.5	229,052	37,463	191,589	
	用 務 員						
研究 関 係 職 種	研 究 所 長						構成員50人以上の所の長（取締 役兼任者を除く。）
	研究部(課)長						2室（係）以上又は構成員7人 以上の部（課）の長
	研究室(係)長						構成員3人以上の室（係）の長
	主任研究員						下記研究員より上位の者（研究 所長の職名を有する者、上記研 究部（課）長及び研究室（係） 長を除く。）
	研 究 員						
研究補助員							

職 種 名			調 査 実人員	平均年齢	令和2年4月分平均支給額			備 考
					きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)	
			人	歳	円	円	円	
教育 関係 職種	大 学	学 部 長	x	x	x	x	x	
		教 授	13	59.6	577,236		577,236	
		准 教 授	15	54.6	481,528		481,528	
		講 師	2	51.0	436,250		436,250	
		助 教	x	x	x	x	x	
	助 手							
	高 等 学 校	校 長						
		教 頭	x	x	x	x	x	
		教 諭	24	46.4	401,435	16,444	384,991	

その3 再雇用者
企業規模計

職種名	調査 実人員	平均年齢	令和2年4月分平均支給額			備考
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)	
	人	歳	円	円	円	
支店長・工場長						
事務・技術部長	9	62.0	453,802	2,351	451,451	
事務・技術部次長	11	65.2	331,346	436	330,910	
事務・技術課長	12	63.4	320,159	1,255	318,904	
事務・技術課長代理	4	60.8	541,664	90,207	451,457	
事務・技術係長	6	61.5	250,612	594	250,018	
事務・技術主任	44	62.6	298,294	39,762	258,532	
事務・技術係員	108	62.7	231,898	11,356	220,542	

その1の1企業規模計の備考欄参照

第4表 民間における初任給の改定状況

学歴	項目 企業規模	新規学卒者の 採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者の 採用なし
			増 額	据置き	減 額	
			%	%	%	
大 学 卒	規 模 計	24.7	(54.2)	(45.8)	(-)	75.3
	500人以上	34.4	(62.5)	(37.5)	(-)	65.6
	100人以上 500人未満	23.5	(52.1)	(47.9)	(-)	76.5
	100人未満	16.1	(40.0)	(60.0)	(-)	83.9
高 校 卒	規 模 計	30.2	(46.4)	(53.6)	(-)	69.8
	500人以上	37.1	(70.0)	(30.0)	(-)	62.9
	100人以上 500人未満	30.3	(42.0)	(58.0)	(-)	69.7
	100人未満	22.6	(14.3)	(85.7)	(-)	77.4

(注) () 内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。